

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	市民部
款	項	目			課 名	収納課
2	2	3	徴収費	180		

I：事業概要

施策事業名	徴税収納管理
事業目的	税等負担の公平性を基に徴収及び収納を実施し、自主財源を確保する。
事業内容	●全体計画 - 多様な自主納付手段の提供と管理並びに滞納処分の実施 - 基幹システム標準化に伴う市県民税普通徴収の地方税共通納税システム適用化 ●主な事業内容 ○徴税収納管理 (徴収に関する業務) - 市税等の徴収（現年・滞納）、督促及び滞納処分 (収納管理に関する業務) - 市税等の収納管理（現年・滞納）、過誤納金等の還付及び充当 - 基幹システム標準化に伴う納付書変更 ●主な決算の内訳 - 督促、催告及び各種調査に係る郵送料3,264,144円 - 口座振替に係る手数料（口座振替データ伝送回線使用料及び振替事務手数料）3,297,098円 - コンビニ収納及び預貯金等照会事務手数料4,241,067円 - 地方税共通納税システムに係る経費2,732,932円 (地方税電子申告支援サービス利用業務委託料、地方税共同機構負担金) - 償還金62,776,843円
事業の成果・効果	市税の公平性から滞納市税の縮減を図るため、肅々と滞納整理を行った。滞納者からの納税相談では、生活状況を聞き取ると共に財産調査の結果から担税能力に応じた納付折衝を行った。一定期間滞納が続いた場合速やかに給与や預金等の差押を行う方針とし、滞納整理を進めた。 納付された市税等を適切に管理し、過誤納となった際には還付充当事務を進めた。 関係課やシステム事業者等と連携し、基幹システムの標準化を進め、新システムでの業務を開始した。

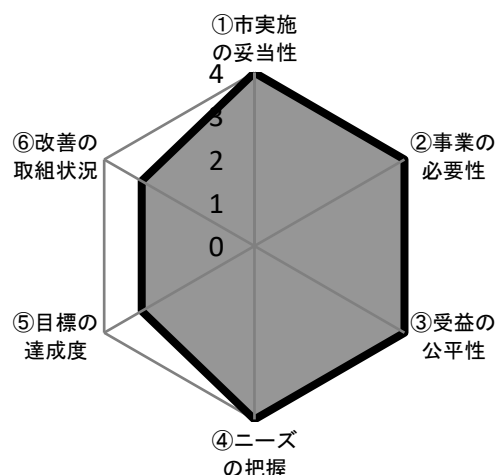
II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
徴税収納管理	16,358	0	16,358	100%	4	3	3
過誤納還付金	62,997	0	62,997	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	79,355	0	79,355	100%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		43,641	79,355	47,403
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	43,641	79,355	47,403
一般財源の割合		100%	100%	100%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	地方自治法第223条及び地方税法第2条により、地方公共団体の長が地方税を賦課徴収する。
②事業の必要性	4	納税義務者から納付される税は、行政サービスを提供するために必要な自主財源で、その確保は不可欠である。
③受益の公平性	4	納付された税は各種行政サービスを通じて広く市民へ還元されている。
④ニーズの把握	4	住民から求められている市税の公平性を具現化している事業である。
⑤目標の達成度	3	昨年度の徴収率を少し下回る結果になった。
⑥改善の取組状況	3	徴収率の向上及び適正な事務に向け、事務フロー、業務割当、実施方法その他の見直しを随時進め、目標の達成に向けて取り組んだ。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	・愛知県へ職員を2名派遣し、納税折衝の手法を習得 ・愛知県共同公売に出品し、公売の入札～落札、配当充当等の手続きを確認
令和8年度に見直しを実施している事項	・口座振替データ伝送業務、コンビニ収納代行業務の事業者切替に向けた検討 ・市税等証明書のコンビニ交付開始に向けた条例改正や事務手続き ・差押え不動産の公売も見据えた滞納者宅等の搜索執行 ・外国人が就学する市内の高等教育機関へ納税意識啓発に関する協力依頼
今後見直しを検討する事項	・口座振替申請手続きのデジタル化 ・市独自のクレジット、アプリ収納の廃止 ・差押え不動産等の自前による公売実施 ・新しい債権（暗号資産）の差押

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
・滞納を長期化、高額化させないための多角的な収納対策 ・外国人や高齢の未納者の滞納整理	・県や先進自治体等への視察や聞き取りを行い、催告方法や時期などの見直しを検討し、自主納付に繋げる工夫と納税相談の場を提供 ・納税誠意が見られない場合、法令等に則り早期に滞納処分を執行 ・納税意識啓発のため、庁内関係課との連携、関係団体や事業所への協力依頼